

●香川県監査委員公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年8月28日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	高 田 良 徳
同	新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 令和元年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
高松土木事務所	令和2年8月4日
長尾土木事務所	〃
中讃土木事務所	令和2年8月5日
下水道課	令和2年8月6日
建築指導課	〃
住宅課	〃
土木監理課	〃
(収用委員会事務局)	
西讃土木事務所	令和2年8月7日
河川砂防課	令和2年8月18日
港湾課	〃
技術企画課（工事検査室）	〃
都市計画課	〃
道路課	〃
高松港管理事務所	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

- (ア) 自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあつた。（下水道課）
- (イ) 県外旅費について、夕食代相当額を支給していないものがあつた。（土木監理課）
- (ウ) 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあつた。（河川砂防課）
- (エ) 県外旅費について、経路検索を誤り、過大に支給されているものが複数あつた。（都市計画課）

(オ) 自家用車を使用した出張について、旅費が過大に支給されているものがあつた。また、支払が5か月遅延しているものがあつた。(高松港管理事務所)

(3) 検討指示事項

該当事項なし